

人権啓発、平和の推進又は男女共同参画の意識向上を目的とする研修に係る宝塚市講師派遣事業実施要領

(目的)

第1条 人権啓発、平和の推進又は男女共同参画の意識向上を目的とする研修会等（以下「研修会」という。）を実施するグループ、地域団体や事業所、学校園等からの要請により、講師を派遣する。

(対象となる団体)

第2条 原則として市内に在住又は在勤の者で構成する10人以上のグループ、団体（自治会、福祉関係団体、事業所、学校園等）を対象とする。ただし、類似の他の補助制度がある場合はその制度を優先するものとする。

(許可の基準)

第3条 研修講師派遣の申請をすることができる研修会は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 営利を目的としないもの

(2) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの

(3) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等とかかわりが無い又はそのおそれのないもの

(条件)

第4条 研修会の実施場所は、市内施設に限る。なお、可能な限り人権文化センターにおいて実施するものとする。

(申請)

第5条 研修講師派遣の申請を受けようとするものは、研修講師派遣申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 研修会の要領、派遣を希望する講師名が分かる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1号の申請をしようとする者は、原則として研修会の開催日の2か月前の初日までに申請書を提出しなければならない。

(通知)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、研修講師派遣の許可又は不許可を決定し、その旨を申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、研修講師派遣の許可に際し、条件を付することができるものとする。

(報告)

第7条 研修講師派遣の許可を受けたものは、当該研修会終了後原則として1週間以内に研修講師派遣実施報告書（様式第3号、以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

ならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 案内文・当日の資料等研修会に使用した資料

(2) 講師謝礼請求書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、報告書を提出しないものに対しては、以後の主催研修会に対して研修講師派遣を許可しないことができる。

(講師の選定)

第8条 講師の選定にあたっては、研修会の趣旨に沿う講師であり、人権、平和、男女共同参画又はその他の関連分野に関する専門的な知識を有する講師とする。

2 講師は、日本国内に居住するものに限る。

(経費)

第9条 講師等の謝礼金は、申請1件につき原則30,000円以内とし、報告書の提出後支払うものとする。

2 会場使用料等その他の開催に伴う経費については、申請者の負担とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

この要領は、令和7年12月1日から施行する。